

おいらせ町公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町公契約条例（令和3年おいらせ町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(誓約事項)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 労働関係法令を遵守すること。
- (2) 労働関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、直ちに町長へ報告すること。
- (3) 条例第7条第2項の規定による報告の求め及び立ち入り検査に対し、誠実に対応すること。
- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による違反申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知すること。
- (6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請け契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について、適切に対応すること。
- (7) 町長が行う施策に協力すること。

(特定公契約の範囲)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める契約の範囲は、次の各号に掲げ

る契約とする。

- (1) 低入札価格調査対象工事で調査基準価格を下回る額で契約した工事の請負契約
- (2) 労働者が専ら次に掲げる役務等の提供のために従事する業務で、設計金額が年額500万円以上の契約
 - ア 町の事務又は事業の用に供する建物及び敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃に関する業務
 - イ 庁舎等の警備（機械警備を除く。）に関する業務
 - ウ 庁舎等の管理又は運営に関する業務
 - エ 給食の調理又は配送に関する業務
 - オ 学校用務員に関する業務
 - カ 公用車の運行管理に関する業務
 - キ その他契約金額が低すぎる場合等、町長が労働環境の報告を求める必要があると認める業務
- (3) 指定管理者と町が締結する公の施設の管理に関する協定で、指定管理料が年額500万円以上の協定
(報告及び立ち入り調査)

第5条 条例第7条第1項の規定による報告は、履行期間の始期（履行期間が複数年に及ぶ業務であるときは4月1日）から起算して40日以内に労働環境等報告書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による報告の求めは、労働環境等報告要求書（様式第2号）により行うものとする。

3 受注者等は、前項の規定により報告を求められたときは、町長が指定する日までに労働環境等報告要求に係る報告書（様式第3号）により行わなければならない。

4 条例第7条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。

(是正措置)

第6条 条例第8条第1項の規定による命令は、是正措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による報告は、町長が指定する日までに是正措置報告書（様式第6号）により行わなければならない。

（違反申出等）

第7条 条例第9条第1項の規定による違反申出は、労働環境等申出書（様式第7号）に事実を証する資料を添付して行わなければならない。

2 町長は、違反申出をした労働者に対し、対応結果を報告するときは、労働環境等の申出に対する報告書（様式第8号）により行うものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。